

## 昭和二十五年法律第三百三十二号

放送法

目次

第二章 放送番組の編集等に関する通則 (第三条)	第三章 日本放送協会
第一節 通則 (第一条・第二条)	第二節 放送番組の編集等に関する通則 (第三条)
第二節 経営委員会 (第二十八条—第四十一条)	第三節 通則 (第二十条—第二十七条)
第三節 第四節	第五節
監査委員会 (第四十二条—第四十八条)	役員及び職員 (第四十九条—第六十条)
第六節 受信料等 (第六十四条—第六十七)	第七節 財務及び会計 (第六十八条—第八十)
第八節 放送番組の編集等に関する特例 (第八十一条—第八十四条)	第九節 雜則 (第八十四条の二—第八十七条)
第五章 放送大学学園 (第八十八条—第九十条)	第四章 放送大学学園 (第八十八条—第九十条)
第一節 基幹放送 (第九十三条—第一百五十五条)	第一節 基幹放送事業者 (第九十三条—第一百五十五条)
第二款 業務 (第一百六条—第一百六十六条の二)	第二款 業務 (第一百六条—第一百六十六条の二)
第三節 基幹放送局提供事業者 (第一百七十七条)	第三節 基幹放送事業者 (第一百七十七条)
第六章 一般放送 (第一百二十六条—第一百三十五条)	第六章 一般放送 (第一百二十六条—第一百三十五条)
第七章 有料放送 (第一百四十七条—第一百五十七条)	第七章 有料放送 (第一百三十六条—第一百四十六条)
第八章 認定放送持株会社 (第一百五十八条—第一百六十六条)	第八章 認定放送持株会社 (第一百五十八条—第一百六十六条)

## 第九章 放送番組セントラル (第一百六十七条—第一百七十三条)

第十章 雑則 (第一百七十四条—第一百八十二条)

第十一章 罰則 (第一百八十三条—第一百九十三条)

### 第一章 総則 (目的)

#### 第一章 総則

(目的) この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が国民に最大限に普及され、その効用をもたらすことを保障すること。

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようすること。

(定義) 「放送」この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信

（他人の電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を用いて行われるものとす

ることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二 「特定地上基幹放送事業者」とは、電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けた者をいう。

十三 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

十四 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者及び受信局を用いて行われる基幹放送をいう。

十五 「移動受信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送。

十六 「内外放送」とは、国内及び外国において受信されることを目的とする放送をいう。

十七 「衛星基幹放送」とは、人工衛星の放送局を用いて行われる基幹放送をいう。

十八 「移動受信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送。

十九 「内外放送」とは、国内及び外国において受信されることを目的とする放送をいう。

二十 「一般放送事業者」とは、基幹放送事業者及び受信局を用いて行われる基幹放送をいう。

二十一 「認定基幹放送事業者」とは、第九十条第一項の認定を受けた者及び第百三十三条第一項の登録を受けた者及び第百三十三条第一項の規定による届出をした者をいう。

二十二 「放送事業者」とは、基幹放送設備のうち、総務省令で定めるものの総体（以下「基幹放送局設備」という。）を基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものをいう。

二十三 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

二十四 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者及び受信局を用いて行われる基幹放送をいう。

二十五 「一般放送事業者」とは、第百二十六条第一項の登録を受けた者及び第百三十三条第一項の規定による届出をした者をいう。

二十六 「放送事業者」とは、基幹放送事業者の他の電気通信設備のうち、総務省令で定めるものの総体（以下「基幹放送局設備」という。）を基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものをいう。

二十七 「認定放送持株会社」とは、第百五十九条第一項の認定を受けた会社又は同項の認定を受けた設立された会社をいう。

二十八 「放送番組」とは、放送をする事項の第一項の規定による届出をした者及び一般放送事業者をいう。

二十九 「教育番組」とは、学校教育又は社会教育のための放送の放送番組をいう。

三十 「教養番組」とは、教育番組以外の放送番組であつて、国民の一般的教養の向上を直接の目的とするものをいう。

三十一 「特定役員」とは、法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるものをいう。

三十二 「支配関係」とは、次のいずれかに該当する関係をいう。

イ 一の者及び当該一の者の子会社（第百五十八条第一項に規定する子会社をいう。）の関係にある者が有する法人又は団体の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総

の音響、文字、図形その他の映像又は信号を送る放送であつて、超短波放送又はテレビジョン放送に該当しないものをいう。

二十一 「放送局」とは、放送をする無線局をいう。

二十二 「特定地上基幹放送事業者」とは、電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けた者をいう。

二十三 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

二十四 「認定基幹放送事業者」とは、第九十条第一項の認定を受けた者及び第百三十三条第一項の登録を受けた者及び第百三十三条第一項の規定による届出をした者をいう。

二十五 「一般放送事業者」とは、基幹放送事業者及び受信局を用いて行われる基幹放送をいう。

二十六 「放送事業者」とは、基幹放送設備のうち、総務省令で定めるものの総体（以下「基幹放送局設備」という。）を基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものをいう。

二十七 「認定放送持株会社」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

二十八 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者及び受信局を用いて行われる基幹放送をいう。

二十九 「移動受信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送。

三十 「内外放送」とは、国内及び外国において受信されることを目的とする放送をいう。

三十一 「衛星基幹放送」とは、人工衛星の放送局を用いて行われる基幹放送をいう。

三十二 「移動受信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送。

三十三 「内外放送」とは、国内及び外国において受信されることを目的とする放送をいう。

三十四 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

三十五 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者及び受信局を用いて行われる基幹放送をいう。

三十六 「移動受信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送。

三十七 「内外放送」とは、国内及び外国において受信されることを目的とする放送をいう。

三十八 「衛星基幹放送」とは、人工衛星の放送局を用いて行われる基幹放送をいう。

三十九 「移動受信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送。

四十 「内外放送」とは、国内及び外国において受信されることを目的とする放送をいう。

四十一 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

四十二 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者及び受信局を用いて行われる基幹放送をいう。

四十三 「移動受信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送。

四十四 「内外放送」とは、国内及び外国において受信されることを目的とする放送をいう。

四十五 「衛星基幹放送」とは、人工衛星の放送局を用いて行われる基幹放送をいう。

四十六 「移動受信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送。

四十七 「内外放送」とは、国内及び外国において受信されることを目的とする放送をいう。

四十八 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

四十九 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者及び受信局を用いて行われる基幹放送をいう。

五十 「移動受信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送。

五十一 「内外放送」とは、国内及び外国において受信されることを目的とする放送をいう。

五十二 「衛星基幹放送」とは、人工衛星の放送局を用いて行われる基幹放送をいう。

五十三 「移動受信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送。

五十四 「内外放送」とは、国内及び外国において受信されることを目的とする放送をいう。

五十五 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

五十六 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者及び受信局を用いて行われる基幹放送をいう。

五十七 「移動受信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送。

五十八 「内外放送」とは、国内及び外国において受信されることを目的とする放送をいう。

五十九 「衛星基幹放送」とは、人工衛星の放送局を用いて行われる基幹放送をいう。

六十 「移動受信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送。

数に占める割合が十分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

ロ 一の法人又は団体の特定役員で他の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の特定役員の総数に占める割合が五分の一以上三分の一の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係ハ イ及びロに掲げるもののほか、一の者が株式の所有、役員の兼任その他の事由を通じて法人又は団体の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令で定める場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

第二章 放送番組の編集等に関する通則

(放送番組編集の自由)

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

(国内放送等の放送番組の編集等)

第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送(以下「国内放送等」という。)の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 公安及び善良な風俗を害しないこと。

二 政治的に公平であること。

三 報道は事実をまげないですること。

四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見るができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

(番組基準)

第五条 放送事業者は、放送番組の種別(教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。)及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準(以下「番組基準」という。)を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。

第六回 改定のうめうか番らうにながりなり二二三 一公定を関するレ七二組務者有るるづ

(ふ送番組審議機関)  
放送事業者は、放送番組の適正を図るため、  
放送番組審議機関（以下「審議機関」とい  
う）を置くものとする。  
審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送  
番組の適正を図るために必要な事項を審議するほ  
と、これに関し、放送事業者に対する意見を述  
べることができる。  
放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集規  
則に関する基本計画を定め、又はこれを変更しよ  
うとするときは、審議機関に諮問しなければな  
らない。  
放送事業者は、総務省令で定めるところによ  
り、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告し  
なければならない。  
前項の規定により講じた措置の内容  
第九条第一項の規定による訂正又は取消し  
の放送の実施状況  
放送番組に関して申出のあつた苦情その他  
の意見の概要  
放送事業者は、審議機関からの答申又は意見  
放送番組に反映させるようにするため審議機  
関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定  
めるところにより、次の各号に掲げる事項を  
表しなければならない。  
審議機関が放送事業者の諮問に応じてした  
答申又は放送事業者に対して述べた意見の内  
容その他審議機関の議事の概要  
第四項の規定により講じた措置の内容  
放送事業者の審議機関は、委員七人（テ  
ビジョン放送による基幹放送を行う放送事業  
以外の放送事業者の審議機関については、總  
省令で定める七人未満の員数）以上をもつて  
組織する。  
放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を  
有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱す  
二以上の放送事業者は、次に掲げる要件のい  
れをも満たす場合には、共同して審議機関を  
らない。これを変更した場合も、同様とす

第二章 中国古典文学名著与现代传播

の規定による審議機関の委員の委嘱は、これら  
の放送事業者が共同して行う。

一　当該放送事業者のうちに同一の認定放送持  
株会社の関係会社（第百五十八条第二項に規  
定する関係会社をいう。）である基幹放送事  
業者（その基幹放送に係る放送対象地域（第  
九十一条第二項第二号の放送対象地域をい  
う。第十四条において同じ。）が全国である  
者を除く。）が二以上含まれていないこと。

二　当該放送事業者のうちに基幹放送事業者  
がある場合において、いずれの基幹放送事業者  
についても当該基幹放送事業者以外の全ての  
放送事業者との間ににおいて次に掲げる要件の  
いずれかを満たす放送区域（電波法第十四条  
第三項第二号の規定により基幹放送の業務に  
用いられる基幹放送局の免許状に記載された  
放送区域をいう。以下この項において同じ。）  
又は業務区域（第二百二十六条第二項第四号の  
業務区域をいう。以下この項において同じ。）  
の重複があること。

イ　放送区域又は業務区域が重複する区域の  
面積が当該いずれかの放送事業者の放送区  
域又は業務区域の面積の三分の二以上に當  
たること。

ロ　放送区域又は業務区域が重複する部分の  
放送区域の区域内の人口が当該いずれかの  
放送事業者の放送区域又は業務区域内の全  
人口の三分の二以上に當たること。

二　当該放送事業者のうちに二以上の一般放送  
事業者がある場合において、当該一般放送事  
業者のうちのいずれの二の一般放送事業者の  
間においても次に掲げる要件のいずれかを満  
たす関係があること。

イ　業務区域が重複し、かつ、業務区域が重  
複する区域の面積が当該いずれかの一般放  
送事業者の業務区域内の全人口の三分の  
二以上に當たること。

ハ　当該二の一般放送事業者の業務区域の属  
する都道府県が同一であること。

(番組基準等の規定の適用除外)

八条　前三条の規定は、経済市況、自然事象及  
びスポーツに関する時事に関する事項その他他總

**九条** 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真美でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。

放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

前二項の規定は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

(放送番組の保存)

**十条** 放送事業者は、当該放送番組の放送後三箇月間(前条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の請求があつた放送について、その請求に係る事案が三箇月を超えて継続する場合は、六箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間)は、政令で定めるところによつて、放送番組の内容を放送後において審議機関が放送する場合には、その放送を受信する者がその放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるよう放送番組を保存しなければならない。

(再放送)

**十一条** 放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

(広告放送の識別のための措置)

**十二条** 放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようしなければならない。

候補者放送)

**十三条** 放送事業者が、公選による公職の候補者の政見放送その他選挙運動に関する放送を行う場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するしながらは、適用しない。

いとにかかわらず、同等の条件で放送をしなければならない。

#### (内外放送の放送番組の編集)

**第十四条** 放送事業者は、内外放送の放送番組の編集に当たつては、国際親善及び外国との交流が損なわれることのないよう、当該内外放送の放送対象地域又は業務区域（第百二十六条第二項第四号又は第百三十三条第一項第四号の業務区域をいう。）である外国の地域の自然的経済的、社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。

### 第三章 日本放送協会

#### 第一節 通則

##### (目的)

**第十五条** 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

##### (法人格)

**第十六条** 協会は、前条の目的を達成するためにこの法律の規定に基づき設立される法人とする。

（事務所）  
第十七条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

**第十八条** 協会は、定款をもつて、次に掲げる事ができる。

##### (定款)

一 目的  
二 名称  
三 事務所の所在地  
四 資産及び会計に関する事項  
五 経営委員会、監査委員会、理事会及び役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 放送債券の発行に関する事項  
八 公告の方法

2 定款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。

##### (登記)

**第十九条** 協会は、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政令で定める事項について

て、政令で定める手続により登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

#### (業務)

##### 第二節 業務

###### (業務)

**第二十条** 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局又は次条第三項に規定する基幹放送局提供子会社の中継地上基幹放送局）

（第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から放送をされる放送番組を受信し、その内容に変更を加えないで同

時にその再放送をする地上基幹放送の業務に主として用いられる基幹放送局をいう。以下同じ。）を用いて行われるものに限る。）を行

うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電

波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け

協会国際衛星放送を行うこと。

六 国際放送の放送番組の外国における放送局を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 前項第四号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること。

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものと含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行ふ者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。

四 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者に提供すること。

五 テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の放送番組及びその編集上必要な資料を放送事業者に提供すること。

六 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。

七 多重放送を行おうとする者に放送設備を貯貸すること。

八 委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他に技術援助並びに放送に従事する者の養成を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

10 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行ふに当たつては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

11 第二項第一号の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他の総務省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

12 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

13 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法

14 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に關する料金その他の提供条件に関する事項

15 四 その他の総務省令で定める事項

16 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるとときは、同項の認可を受けるものとする。

17 一 第十五条の目的の達成に資するものであること。

18 二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められてゐること。

19 三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法に関する事項が、

20 特定受信設備（第六十四条第一項に規定する特定受信設備をいう。）を設置した者について、同条第一項の規定により協会と同項に規

除く。）が第九十二条の責務にのつとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

21 協会は、第一項第三号の業務を行ふに付して、放送に關係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第二項の業務遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するものとし、同号の業務による成果は、できる限り一般の利用に供しなければならない。

定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。

五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に對し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。）の利益を不当に害するものでないこと。

七 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに當たつては、第十項の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない。

八 協会は、第十項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表しなければならない。

九 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行なうに當たつては、第十項の認可を受けた実施基準に基づき、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十 協会は、第二項第二号の業務を行うに當たつては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

十一 総務大臣は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとときは、協会に對し、期限を定めて、当該各号に定める勧告をすることができる。

十二 第十項の認可を受けた実施基準が第十一項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合

十三 その実施基準を変更すべき旨の勧告

十四 総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかつたときは、第十項の認可を取り消すことができること。

十五 協会は、少なくとも三年ごとに、第二項第二号又は第三号の業務に関する技術の発達及び需

要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十六 協会は、基幹放送の受信用機器又はその部品を認定し、基幹放送の受信用機器の修理業者を指定し、その他いかなる名目であっても、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するような行為をしてはならない。

十七 基幹放送局提供子会社

第二十一条の二 協会は、前条第一項第一号の業務を効率的に遂行するため、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めたところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社に出資することができる。この場合において、協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を関連事業持株会社たる子会社として保有しなければならない。

十八 協会は、テレ비죤放送による外国人に対する送信業務（中継地上基幹放送局に係るものに限る。以下この章及び百九十二条第二項において同じ。）を利用して運用する者に對し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

十九 基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に對し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

二十 基幹放送局提供子会社

二十一 協会は、テレ비죤放送による外国人向けの二第一号を除き、以下の章及び百九十二条第二項において同じ。として保有しなければならない。

二十二 協会は、テレ비죤放送による外国人向けの二第一号を除き、以下の章及び百九十二条第二項において同じ。として保有しなければならない。

二十三 基幹放送局設備の保有及び管理

二十四 第二十二条の二 協会は、前条の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

二十五 第二十二条の三 協会は、前条の認可を受け、又は受けようとするときは、関連事業持株会社と共同して、総務省令で定めるところにより、当該関連事業持株会社の出資に関する計画（以下「関連事業出資計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その関連事業出資計画が適當である旨の認定を受けることができる。

二十六 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合この条及び第二十九条第一項第一号並において「関連事業出資計画」という。を作成し、これを総務大臣に提出して、その関連事業出資計画が適當である旨の認定を受けることができる。

二十七 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る関連事業出資計画の実施が、協会が第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するため必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる者に出資することができる。

二十八 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

二十九 第二百四十五条第二項に規定する指定再放送事業者は、協会は、指定地上基幹放送地域において、協会その他の基幹放送事業者との契約に基づき、前号の基幹放送局設備を当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供すること。

三十 前項第一号の規定による指定は、告示によつて行う。協会は、指定地上基幹放送地域において地上基幹放送の業務を行うに當たつては、第一項の

三十一 前二号に掲げる者のほか、第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行つ者

三十二 第二十二条の二 協会は、前条の場合のほか、協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行を確保するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、関連事業持株会社たる子会社への出資ができる。

三十三 第二十二条の二 協会は、前条の場合のほか、協会は、前条の場合は、当該出資をしている間、当該出資をした者を関連事業持株会社たる子会社として保有しなければならない。

三十四 第二十二条の二 協会は、前条の場合のほか、協会は、前条の場合は、当該出資をしていない間、当該出資をした者を関連事業持株会社たる子会社として保有しなければならない。

三十五 第二十二条の二 協会は、前条の場合のほか、又は第二項の業務に密接に関連する政令で定めるところにより、関連事業持株会社たる子会社への出資が、協会の基幹放送局設備を用いること

認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(業務の委託)

**第二十三条** 協会は、第二十一条第一項の場合のほか、第二十条第一項の業務又は第六十五条第一項若しくは第六十六条第一項の規定によりその行う業務(次項において「第二十条第一項の業務等」という)については、協会が定める基準に従う場合に限り、その一部を他に委託することができる。

**第二十四条** 前項の基準は、同項の規定により、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第二十条第一項の業務等の円滑な遂行に支障が生じないようにするものでなければならぬ。

**第二十五条** 協会は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これと同様とする。

**第二十六条** 基幹放送業務の認定等の特例

第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる要件」であるのは、「次に掲げる要件(第五号、第六号及び第七号(イからハまでに係る部分に限る。)を除く。)」とする。

総務大臣が協会について第九十六条第二項の規定による認定の更新の審査を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「第九十三条第一項第四号及び第五号」とあるのは、「第九十三条第一項第四号」とする。

**第二十七条** 国際放送等の実施

協会は、外国の放送局を用いて国際放送又は協会国際衛星放送を開始したときは、遅滞なく、放送区域、放送事項その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したときも、同様とする。

**第二十八条** 協会は、第二十一条第一項の規定による外個人向け協会国際衛星放送(第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。)を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。)を除く。第三項において同じ。)に対し、協会が定める基準及び方法に従

つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。

協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第八十二条第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。

前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、協会以外の基幹放送事業者の意見を聽かなければならぬ。

**第二十九条** 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

(苦情処理)

**第二十七条** 協会は、その業務に関して申出のあつた苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

**第二十八条** 協会に経営委員会を置く。

(経営委員会の設置)

**第二十九条** 協会に経営委員会を置く。

(経営委員会の権限等)

**第二十九条** 経営委員会は、次に掲げる職務を行

一 次に掲げる事項の議決

イ 協会の経営に関する基本方針

ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして総務省令で定める事項

ハ 協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備

ハ 協会の損失の危険の管理に関する体制

ハ 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ハ 会長、副会長及び理事の職務の執行に必要なものとして次に掲げる体制の整備

が法人である場合にあつては、その職務を行なうべき者)又はこれらに準ずる者((i-i)及び(i-v)において「取締役等」という。)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当該子会社の取締役等の職務の執行に関する事項の協会への報告に関する体制

当該子会社の損失の危険の管理に関する体制

当該子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるようになることを確保するための体制

タ 第二十六条第一項に規定する基準及び方法

レ 第六十六条第一項に規定する給与等の支給の基準及び第六十二条第一項に規定する服務に関する基準

ソ 役員の報酬、退職金及び交際費(いかなる名目によるかを問わずこれに類するものを含む)を含む)の収支予算に基づき議決を必要とする事項

ネ 重要な不動産の取得及び処分に関する事項

ナ 外国放送事業者及びその団体との協力に関する事項

ム 受取予算に基づき議決を必要とする事項

ラ 第二十二条第九項の総務大臣の認可を受けた行う協定の締結及び変更

ウ 第二十二条の二第一項、第二十二条又は第六十八条第一項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

チ 第二十二条の二の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

キ 第二十二条の二の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

オ 情報公開及び個人情報保護に係る審議を行なうため協会が設置する組織の委員の委嘱

ク カラオまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項

二、(二) 組織の構成

1 組合の組織の構成

2 組合の組織の構成

3 組合の組織の構成

4 組合の組織の構成

5 組合の組織の構成

6 組合の組織の構成

7 組合の組織の構成

8 組合の組織の構成

9 組合の組織の構成

10 組合の組織の構成

11 組合の組織の構成

大臣が任命する。この場合において、その選任については、教育、文化、科学、産業その他の各分野及び全国各地が公平に代表されることを考慮しなければならない。

委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散の場合、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならぬ。

次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 國家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。）

四 政黨の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名稱によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の二以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

六 放送事業者、認定放送持株会社 第五百二十二条第二項に規定する有料放送管理事業者若しくは新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者

七 前二号に掲げる事業者の団体の役員

八 委員の任命については、五人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。（委員の権限等）

第三十二条 委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の協会の業務を執行することができる。委員は、個別の放送番組の編集について、第三条の規定に抵触する行為をしてはならない。

**第三十三条** 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間を在任する。

2 委員は、再任されることがある。

3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。  
(退職)

**第三十四条** 委員は、第三十一条第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。  
(罷免)

**第三十五条** 内閣総理大臣は、委員が第三十一条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

**第三十六条** 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において、各議院は、その院の定めるところにより、当該委員に弁明の機会を与えるなければならない。

2 内閣総理大臣は、委員のうち五人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が四人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。  
(委員の兼職禁止)

**第三十七条** 委員は、前二条の場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

**第三十八条** 常勤の委員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。  
(経営委員会の運営)

**第三十九条** 経営委員会は、委員長が招集する。  
2 委員長は、総務省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。  
3 監査委員は、第四十五条の規定により経営委員会に報告しなければならないと認めるときは、経営委員会を招集することができる。  
4 会長は、三箇月に一回以上、自己的職務の執行の状況並びに第二十七条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。  
5 会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

6 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を監査委員会に報告しなければならない。

(議決の方法等)

**第四十条** 経営委員会は、委員長又は第三十条第四項に規定する委員長の職務を代行する者及び六人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、別に規定するものの外、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 会長は、経営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(議事録の公表)

**第四十一条** 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

**第四節 監査委員会**

(監査委員会の設置等)

**第四十二条** 協会に監査委員会を置く。

2 監査委員会は、監査委員三人以上をもつて組織する。

3 監査委員は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命し、そのうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

(監査委員会の権限等)

**第四十三条** 監査委員会は、役員の職務の執行を監査する。

2 監査委員がその職務の執行について協会に対して次に掲げる請求をしたときは、協会は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供)の請求

(監査委員会による調査)

会の子会社に対しても事業の報告を求める、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

4 第一項及び第二項の監査委員は、当該各項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

(経営委員会への報告義務)

**第四十五条** 監査委員は、役員が不正の行為をして、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。

(監査委員による役員の行為の差止め)

**第四十六条** 監査委員は、役員が協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該役員に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(協会と役員との間の訴えにおける協会の代表等)

**第四十六条の二** 第五十一条第一項から第三項まで及び第五十八条の規定にかかわらず、協会が役員(役員であつた者を含む。以下この条において同じ。)に対し、又は役員が協会に対しても訴えを提起する場合には、当該訴えについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が協会を代表する。

一 監査委員が当該訴えに係る訴訟の当事者である場合 経営委員会が定める者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査委員会が選定する監査委員

前項の規定にかかるわらず、役員が協会に対し訴えを提起する場合には、監査委員(当該訴えを提起する者であるものを除く。)に対しても訴訟の送達は、協会に対して効力を有する。

(監査委員会の招集)

**第四十七条** 監査委員会は、各監査委員が招集する。



の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれが当該各号に定める額に総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。
一 前項第四号ロに掲げる場合に該当する場合 同項第二号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額
二 合 同項第二号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額
三 合 同項第二号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額
四 合 同項第二号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額

（国際放送の実施の要請等）
---------------

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、國の重要な政策に係る事項、國の文化、伝統及び社会経済に係る重要な事項その他他の国的重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

第六十六条 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用（国際放送等の費用負担）

第六十八条 協会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終わる。

（企業会計原則）

第六十九条 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（収支予算、事業計画及び資金計画）

第七十条 協会は、毎事業年度の收支予算、事業計画及び資金計画を作成し、これに当該事業年度に係る中期経営計画を添え、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（中期経営計画）

第七十一条 協会は、三年以上五年以下の期間ごとに、協会の経営に関する計画（次項において「中期経営計画」という。）を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（中期経営計画）

第七十二条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、これに当該事業年度に係る中期経営計画を添え、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

（中期経営計画）

第七十三条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第七十四条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第七十五条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第七十六条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第七十七条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第七十八条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第七十九条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第八十条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第八十一条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第八十二条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第八十三条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第八十四条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第八十五条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第八十六条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第八十七条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第八十八条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第八十九条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第九十条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第九十一条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第九十二条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第九十三条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第九十四条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第九十五条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第九十六条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第九十七条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第九十八条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第九十九条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百一条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百二条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百三条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百四条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百五条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百六条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百七条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百八条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百九条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百十条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百一十一条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百一十二条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百一十三条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百一十四条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百一十五条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百一十六条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百一十七条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百一十八条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百一十九条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百二十条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百二十二条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百二十三条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百二十四条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百二十五条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百二十六条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百二十七条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百二十八条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百二十九条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百三十条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百三十二条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百三十三条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百三十四条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百三十五条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百三十六条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百三十七条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百三十八条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百三十九条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百四十条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百四十一条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百四十二条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百四十三条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百四十四条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百四十五条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百四十六条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百四十七条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百四十八条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百四十九条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百五十条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百五十一条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

第一百五十ニ条 第二号において同じ。

（中期経営計画）

一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額を超えない額となるように計算した受信料の額をいう。

一 基準受信料額(還元実施期間において第一項に規定する業務に係る収入の予想額の合計額と当該業務に係る支出の予想額の合計額が同額となるよう計算した受信料の額をいう。)により計算した当該還元実施期間の受信料収入の予想額の合計額

二 当該還元実施期間の直前の中期経営計画の期間に計算した予想積立額(財務諸表の提出等)

第三十一条 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これらに監査委員会

第七十四条 協会は、前項の書類を受理したときは、これを内閣に提出しなければならない。

三 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

四 総務大臣は、第一項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)  
第七十五条 協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

第七十六条 会計監査人は、経営委員会が任命する。  
二 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

三 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。  
一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者  
二 協会の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の権限等)

第七十七条 会計監査人は、いつでも、会計帳簿若しくはこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は役員及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

二 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、協会の子会社に対しても会計に関する報告を求め、又は協会若しくはその子会社の業

務及び財産の状況の調査をすることができる。

三 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

四 会計監査人は、その職務を行うに際して役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査委員会に報告しなければならない。

五 監査委員会が選定した監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、会計監査人に対し、会計監査に関する報告を求めることができる。

(会計監査人の任期)  
第七十八条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第七十四条第一項の規定による総務大臣への提出の時までとする。

(会計検査院の検査)  
第七十九条 協会の会計については、会計検査院が検査する。

二 会計監査人は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

三 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

四 総務大臣は、第一項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)  
第七十五条 協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

第七十六条 会計監査人は、経営委員会が任命する。

二 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

三 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者  
二 協会の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

四 協会は、第一項の規定により放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償

却額の十分の一に相当する額を償却積立金として積み立てなければならない。

二 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することができる。

三 協会の放送債券の債権者は、協会の財産について他の債権者に先立ち自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

四 前項の先取特権の順位は、民法の一般の先取特権に次ぐものとする。

五 前各項に定めるもののほか、放送債券に関する必要な事項については、政令の定めるところにより、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の社債に関する規定を準用する。

六 第五条第一項、第六条、第八条から第十二条まで、第十三条、第一百十条、第一百七十四条及び第一百七十五条の規定は、協会が外国の放送局を設するようになればならない。

七 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

八 地方審議会は、政令で定める地域ごとに置くものとする。

九 中央審議会及び国際審議会の委員は、学識経験を有する者のうちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。

十 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第二項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。

十一 中央審議会及び国際審議会の委員は、学識経験を有する者のうちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。

十二 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第二項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。

十三 第六条第二項(前条第六項において準用する場合を含む。第八項において同じ。)の規定により協会の諮問に応じて審議する事項は、中央審議会にあつては国内基幹放送に係る第六条第三項に規定するもの及び全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会にあつては第二項に規定する地域向けの放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等に係る同条第三項に規定するもの及び国際放送等の放送番組に係るものとする。

十四 協会は、第二項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、地方審議会に諮問しなければならない。

十五 第六条第二項の規定により協会に対して意見を述べることができる事項は、中央審議会及び

産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようになればならない。

十六 第五条第一項、第六条、第八条から第十二条まで、第十三条、第一百十条、第一百七十四条及び第一百七十五条の規定は、協会が外国の放送局を設するようになればならない。

十七 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

十八 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

十九 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

二十 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

二十一 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

二十二 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

二十三 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

二十四 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

二十五 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

二十六 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

二十七 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

二十八 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

二十九 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

三十 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

三十一 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

三十二 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

三十三 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

三十四 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

三十五 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

三十六 第五条第一項、第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。









事業者である場合 第九十三条第一項第七号  
ニ又はホに定める事由

四 行う特定地上基幹放送事業者である場合 電波法第五条第四項第二号に定める事由  
当該基幹放送事業者が地上基幹放送（コミニ

ニテイ放送を除く)を行ふ特定地上基幹放送事業者である場合 電波法第五条第四項 第二号又は第三号に定める事由

五十一条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等が有する株式の全てについて社債等振替法第二百五十二条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に欠格事由に該当することとなるときは、同項の規定にかかるわらず、特定外国株式（欠格事由に該当することとならないよう）に当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録ができる株式以外の株式をいう。）については、同項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

3 前二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、外国人等間接保有議決権割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されてい る第九十三条第一項第七号ホ(2)に掲げる者が有する株式の全てについて議決権を有することとした場合に株式会社である地上基幹放送事業者(コミュニティ放送を除く。)を行う認定基幹放送事業者が同号ホに定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主(株主名簿に記載され、又は記録されている同号ホ(1)及び

(2) に掲げる者が有する株式のうち同号亦に定める事由に該当することとならないよう、総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。( ) は、当該株式についての議決権を有しない。

第一項及び第二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、電波法第五条第四項第三号に規定する外国人等間接保有議決権割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録される同号に掲げる者が有する株式の全てについて議決権を有することとした場合に株式会社である地上基幹放送（コミュニティ放送を除

く。)を行う特定地上基幹放送事業者が同号に定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主(株主名簿に記載され、又は記録され

てはいる同号及びロに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当することとならぬよう<sup>1)</sup>に総務省令で定めるところにより議決権を有する者に付与するものとする。

を有することとなる。株式以外の株式を有する株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。

第一項の基幹放送事業者は、総務省令で定められたところにより、外国人等がその議決権を占めることはない。

外国人等が不の講演林に口ひる割合を公告しなければならない。ただし、その割合が総務省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

(外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告)  
**第一百六条の二** 認定基幹放送事業者（法人又は団体であるものに限る。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。  
一 第九十三条第一項第七号ニ（地上基幹放送（コムニティ放送を除く。）を行う認定基幹

放送事業者にあつては、同号ニ又はホ)に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

二 第九十七条第二項第二号の総務省令で定める変更があつた場合には、当該変更の内容

三 その他第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとならないようすることに関する事項として総務省令で定める事項

(指定放送対象地域の指定)

第三款 特定放送番組同一化実施方針

の認定

会及び学園の放送を除く。以下この款において「同じ」とは、(一)に規定する放送対象地域のうち、当該放送対象地域における国内基幹放送の役務に対する需要の減少その他の経済事情の変動により当該放送対象地域の第九十一条第二項第三号に規定する目標を達成することが困難となるおそれがあり、かつ、当該目標を変更することが同号に規定する放送系の数に関する放送対象地域間ににおける格差その他の事情を勘案して適切でないと認められるものを、指定放送対象地域として指定することができる。

(二) 総務大臣は、指定放送対象地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるとき

きは、当該指定放送対象地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

る指定の解除は、告示によつて行う。  
(特定放送番組同一化実施方針の認定)

幹放送を行う基幹放送事業者は、単独で又は他の国内基幹放送事業者（国内基幹放送を行う基幹放送事業者をいう。以下この款において同じ。）と共に、特定放送番組同一化（二に

上の国内基幹放送の放送時間の全部又は一部について、当該二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすための措

置を講じつつ、同一の放送番組の放送を同時にを行うことをいう。ただし、放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同時に行う場合であつては、当該二以上の国内基幹放送のうちいずれの国内基幹放送についても、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対する当該同一の放送番組の放送を同時に進行する放送時間の割合が総務省令で定める割合を超えるものに限る。(以下この条及び第一百六十六条の六において同じ。)の実

施に関する方針（以下この条及び次条において「特定放送番組同一化実施方針」という。）を作成し、総務省令で定めるところにより、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

二 特定放送番組同一化実施方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送の区分及び当該二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域

二 地域性確保措置（特定放送番組同一化の対

象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために講ずる措置をいう。次項第二号において同じ。) の内容

三 その他総務省令で定める事項

総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定放送番組同一化実施方針が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が次のいずれにも適合すること。

イ　当該放送対象地域が相互に重複しないこと。

八 指定放送対象地域であること。  
当該放送対象地域の自然的、経済的、社会的文化的諸事情が相互に相当程度共通していること。

二　当該放送対象地域の数が総務省令で定められた数と超えること。  
二　地域性確保位置の内訳が、当該特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送局

結果同一の対象となる二つ目の基準がかかるに係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する該当放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

（認定特定放送番組同一化実施方針の変更等）  
**白十六条の五** 前条第一項の認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者は、該認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、変更後の特定放送番組同一化実施方針を総務大臣に提出して、その認定を受けなければならぬ。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。前条第一項の認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出について準用する。

総務大臣は、前条第一項の認定に係る特定放送番組同一化実施方針（第一項の規定による変更の認定又は第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条及び次条において「認定特定放送番組同一化実施方針」という。）を提出した国内基幹放送事業者に対し、認定特定放送番組同一化実施方針の実施状況について報告を求めることができる。

総務大臣は、認定特定放送番組同一化実施方針が前条第三項各号のいずれかに適合しなくな





きは、その者。以下この項において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該一般放送事業者の地位を承継する。ただし、当該一般放送事業者が登録一般放送事業者である場合において、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第百二十八条第一号から第五号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により一般放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣（小規模施設特定有線一般放送の業務に係る前条第一項の規定による届出をした一般放送事業者）（以下「小規模施設特定有線一般放送事業者」という。）の地位を承継した者にあつては、当該届出をした都道府県知事）に届け出なければならない。この場合において、被承継人たる一般放送事業者が登録一般放送事業者であるときは、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

（業務の廃止等の届出）

**第一百三十五条** 一般放送事業者は、一般放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣（小規模施設特定有線一般放送事業者）に届け出をした（以下「小規模施設特定有線一般放送事業者」としては、第百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事）に届け出なければならぬ。

2 一般放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣（小規模施設特定有線一般放送事業者の清算人にあつては、第百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事）に届け出なければならぬ。

（設備の維持）

## 第二節 業務

**第一百三十六条** 登録一般放送事業者は、第百二十九条第一項の登録に係る電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により、一般放送の業務に著しい支障を及ぼさないようすること。

二 一般放送の業務に用いられる電気通信設備を用いて行われる一般放送の品質が適正であるようになること。

（設備に関する報告及び検査）

**第一百三十九条** 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度において、登録一般放送事業者に対する登録の登録に係る電気通信設備が第百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、登録一般放送事業者に対して、当該技術基準に適合するよう当該電気通信設備を改善すべきことを命ずることができるものとする。

**第二百四十条** 登録一般放送事業者であつて、市町村の区域を勘案して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者は、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。以下この条、第二百四十二条及び第二百四十四条において同じ。）の受信の障害が発生している区域があるときは、正当な理由がある場合として総務省令で定める場合を除き、当該受信の障害が発生している区域において、基幹放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならない。

2 前項の規定により指定を受けた者（以下「指定再放送事業者」という。）は、同項の規定による再放送及び当該再放送以外の放送を併せて行うときは、当該再放送の役務の提供のみについて契約を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該契約の変更等を行う場合は、総務大臣も、同様とする。

3 指定再放送事業者は、第一項の規定による再放送及び当該再放送以外の放送を併せて行うときは、当該再放送の役務の提供のみについて契約を締結することができるよう前項の提供条件を定めることその他他の受信者の利益を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 第十一条の規定は、第一項の規定による地上基幹放送の再放送については、適用しない。

5 国及び地方公共団体は、指定再放送事業者が一般放送の業務に用いる有線電気通信設備の設置が円滑に行われるために必要な措置が講ぜられるよう配慮するものとする。

6 第一項の指定に関し必要な事項は、総務省令で定める。  
(改善命令)  
仲裁)

**第一百四十二条** 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（登録者一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。）が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る第十一条の同意（以下この節において単に「同意」という。）について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は電気通信紛争処理委員会（以下「紛争処理委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をし、又は当該一般放送事業者が第百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請」とあるのは、「放送法第四十二条第三項の規定による仲裁の申請をし、又は同条第一項の一般放送事業者が同法第一百四十四条第一項の規定による裁定の申請」と読み替えるものとする。

第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、同項の一般放送事業者が第一百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

電気通信事業法第八十五条规定第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

第一項又は第三項の規定により紛争処理委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第一百四十三条 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手続に関する事項は、政令で定める。

(裁定)

第一百四十四条 第百四十二条第一項の一般放送事業者が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が同条第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る基幹放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えないなければならない。

総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正當な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

同意をすべき旨の裁定においては、第一項の申請をした者が再放送をすることができる地上基幹放送、その者が再放送の業務を行うことができる区域及び当該再放送の実施の方法を定めなければならない。

- 5 総務大臣は、第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 総務大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第四項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。  
**(有線電気通信設備の使用)**

**第一百四十五条** 一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者に限る。第四項において同じ。）は、その設置に関する必要とされる道路法（昭和二十七年法律第八百十号）第三十二条第一項若しくは第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の許可その他法令に基づく処分を受けないで設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。

2 総務大臣（小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、第三百三十三条第一項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第四項、第一百七十四条並びに第一百七十五条において同じ。）は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

3 総務大臣は、第一項の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについて第一百七十四条の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べることができる。

4 総務大臣は、第一項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その義務の状況に關し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
（届出をした一般放送事業者に対する放送番組の編集等に関する適用）

**第一百四十六条** 第五条から第八条まで、第十条及び第十二条の規定は、第一百三十三条第一項の規

は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする有料放送の国内受信者に対し、その旨を周知させなければならない。

に備えられたファイルへの記録がされた時に当該国内受信者に到達したものとみなす。  
(書面による解除)



に備えられたファイルへの記録がされた時に当該国内受信者に到達したものとみなす。  
(書面による解除)



務省令で定めるものを含む。)の株式の取得  
価額(最終の貸借対照表において別に付した  
価額があるときは、その価額)その他当該基  
幹放送事業者の適切な経営管理を行うために  
必要な資産として総務省令で定める資産の額  
の合計額の当該申請対象会社の総資産の額  
(総務省令で定める方法による資産の合計金  
額をいう。)に対する割合が、當時、百分の  
五十を超えることが確実であると見込まれる  
こと。

四 申請対象会社及びその子会社の収支の見込  
みが良好であること。

五 申請対象会社が、次のイからヌまでのいず  
れにも該当しないこと。

イ (1) 若しくは(2)に掲げる者が特定  
役員である株式会社又は(1)から(3)  
までに掲げる者がその議決権の五分の一以  
上を占める株式会社

日本国籍を有しない人

(1) 日本の国籍を有しない人

(2) 外国政府又はその代表者

(3) 外国の法人又は団体

ロ (1) に掲げる者により直接に占められ  
る議決権の割合((2)及び次項において  
「外国人等直接保有議決権割合」という。)  
とこれらの人により(2)に掲げる者を通  
じて間接に占められる議決権の割合として  
総務省令で定める割合(同項第七号におい  
て「外国人等間接保有議決権割合」とい  
う。)とを合計した割合が五分の一以上で  
ある株式会社(イに該当する場合を除く。)

イ (1) から(3)までに掲げる者

(2) 外国人等直接保有議決権割合が総務省  
令で定める割合以上である法人又は団体  
ハ この法律又は電波法に規定する罪を犯し  
罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、  
又はその執行を受けることがなくなつた日  
から二年を経過しない株式会社

ニ 第百三十三条第一項又は第四百四条(第五号を  
除く。)の規定により認定の取消しを受け、  
その取消しの日から二年を経過しない者  
ホ 第百三十三条第一項の規定により登録の取消し  
を受け、その取消しの日から二年を経過し  
ない者

ヘ 第百六十六条第一項(第二号を除く。)  
又は第六項の規定により認定の取消しを受  
け、その取消しの日から二年を経過しな  
い者

ト 電波法第七十五条第一項又は第七十六条  
(第四項(第四号を除く。)若しくは第五項  
(第五号を除く。)の規定により免許の取消  
しを受け、その取消しの日から二年を経過  
しない者

チ 電波法第二十七条の十六第一項又は第六  
項(第四号を除く。)の規定により認定の  
取消しを受け、その取消しの日から二年を  
経過しない者

リ 電波法第七十六条第六項(第三号を除  
く。)の規定により登録の取消しを受け、  
その取消しの日から二年を経過しない者  
ヌ 役員のうちに次のいずれかに該当する者  
のある株式会社

(1) ハに規定する法律に規定する罪を犯し  
罰金以上の刑に処せられ、その執行を終  
わり、又はその執行を受けることがなく  
なつた日から二年を経過しない者

(2) ニからリまでのいずれかに該当する者  
第一項の認定を申請する者は、総務省令で定  
めるところにより、次に掲げる事項を記載した  
申請書を総務大臣に提出しなければならない。  
一 認定を申請する者(認定を申請する者が申  
請対象会社である場合を除く。)の氏名又は  
名称及び住所並びに法人にあつては、その代  
表者の氏名

二 申請対象会社の名称及び住所

三 申請対象会社のある地上基幹放送  
の業務を行う基幹放送事業者の名称及び住所  
並びに代表者の氏名

四 申請対象会社の関係会社(関係会社となる  
会社を含む。)である基幹放送事業者(申請  
対象会社の子会社である地上基幹放送の業務  
を行う基幹放送事業者を除く。)の名称及び  
住所並びに代表者の氏名

五 申請対象会社の特定役員の氏名

六 申請対象会社の外国人等直接保有議決  
権割合

七 申請対象会社の外国人等直接保有議決権割  
合と外国人等間接保有議決権割合とを合計し  
た割合

八 その他総務省令で定める事項

4 令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の申請書には、事業計画書その他総務省  
令で定める書類を添付しなければならない。

3 第百六十一条 認定放送持株会社は、次の各号のい  
ずれかに該当するときは、総務省令で定めると  
ころにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届  
け出なければならない。

一 次のいずれにも該当することとなつたとき  
(当該認定を受けた際に次のいずれにも該  
当する場合を除く。)

イ 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹  
放送事業者を子会社とすること。

ロ 二以上の基幹放送事業者を関係会社とす  
ること。

二 前条第三項第二号から第八号までに掲げる  
事項に変更(同項第五号から第七号までに掲  
げる事項にあつては、当該変更によつて同条  
第二項第五号イ又はロに該当することとなる  
おそれがないものとして総務省令で定める  
ものを除く。)があつたとき。

三 第百六十二条 金融商品取引所に上場されてい  
る株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定  
める株式を発行して、認定放送持株会社は、総務省  
令で定めるところにより、総務省令で定める期  
間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を  
総務大臣に報告しなければならない。

一 第百五十九条第二項第五号イ又はロに該當  
することとなるようにするために講じた  
措置の実施状況

二 第百六十条第二号の総務省令で定める変更  
があつた場合には、当該変更の内容

三 その他第百五十九条第二項第五号イ又はロ  
に該当することとなるようにするために講じた  
措置の実施状況

2 第百六十二条 総務大臣が認定放送持株会社の関  
係会社について第九十三条第一項の規定による  
認定の審査を行う場合における同項第五号の規  
定の適用については、同号ただし書中「当該業  
務に係る」とあるのは「認定放送持株会社の関  
係会社について第九十三条第一項の規定による  
認定の審査を行つた場合における同項第五号の規  
定に該当することとなるときは、その氏名  
及び住所を株主名簿に記載し、又は記録するこ  
とを拒むことができる。

3 第百六十一条第二項、第三項及び第五項の規定  
は、認定放送持株会社について準用する。この  
場合において、同条第二項中「前項」とあるの  
は「第百六十一条第二項」と、「外国人等」と  
あるのは「第百六十一条第一項に規定する外國  
人等」と、「場合に欠格事由」とあるのは「場  
合に第百五十九条第二項第五号イ又はロに定め  
る株式会社」と、「ときは、同項」とあるのは  
「ときは、社債等振替法第一百五十二条第一項」と  
、「欠格事由」とあるのは「(同号イ又はロに定め  
る株式会社)と、同条第三項中「前二  
項」とあるのは「(第百六十一条第一項及び同条  
第二項において準用する第百六十一条第二項)」とす  
る。

2 総務大臣が認定放送持株会社の関係会社につ  
いて第百四条の規定による認定の取消しをする  
場合は、同号中「第百六十一条第一項第五号」とある  
のは「第百六十一条第一項の規定により読み  
替えて適用する第九十三条第一項第五号」とす  
る。

3 総務大臣が認定放送持株会社の関係会社につ  
いて電波法第七条第二項の規定による審査を行  
う場合における同項第四号ロの規定の適用につ  
く。

いては、同号口中「放送法第九十三条第一項第一号」とあるのは、「放送法第六百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第五号」とする。総務大臣が認定放送持株会社の関係会社について電波法第七十六条第四項の規定による免許の取消しをする場合における同項第五号の規定については、同号中「第七条第二項第四号口」とあるのは、「放送法第一百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第五号」とする。

（関係会社の責務）

**第一百六十三条** 認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者（その基幹放送に係る放送対象地域が全国である者を除く。）は、国内基幹放送の放送番組の編集に当たつては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するよう努めるものとする。（議決権の保有制限）

**第一百六十四条** 認定放送持株会社の株主名簿に記載され、又は記録されている者の者が有する株式（その者の子会社その他その者と総務省令で定める特別の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されているものがある当該認定放送持株会社の株式を含む。以下この項において「特定株式」という。）の全てについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の該当認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、特定株主（特定株式のうち、その議決権の該当認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるよう総務省令で定めることにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

（承継）

**第一百六十五条** 認定放送持株会社がその事業の全部を譲渡し、又は認定放送持株会社が合併若しくは会社分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該事業の全部を

譲り受けた株式会社又は合併後存続する株式会社若しくは合併により設立された株式会社若しくは会社分割により当該事業の全部を承継した株式会社は、総務大臣の認可を受けて認定放送持株会社の地位を承継することができる。

（認定の取消し等）

**第一百六十六条** 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。

- 1 第百五十九条第二項各号（第五号を除く。）
- 2 第百五十九条第二項第五号イからヌまで（ヘを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 認定放送持株会社から認定の取消しの申請があつたとき。

一 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかるわらず、総務大臣は、認定放送持株会社が第一百五十九条第二項第五号イ又はロに該当することとなつた場合において、次に掲げる事項を勘査して必要があると認めるときは、期間を定めてその認定を取り消さないことができる。

- 1 第百五十九条第二項第五号イ又はロに該当することとなつた状況
- 2 前項の規定により当該認定を取り消すこと
- 3 その他総務省令で定める事項

又はこの項の規定により当該認定を取り消さないことが当該認定放送持株会社の子会社又は関係会社である基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者が行う基幹放送の受信者の利益に及ぼす影響

（認定の取消し等）

（認定の取消し等）

一 認定を受けた日から六箇月以内に次のいずれにも該当する株式会社とならなかつたとき。

イ 以上の地上基幹放送の業務を行ふ基幹放送事業者を子会社とすること。

二 前号イ及びロのいずれにも該当する会社であること。

ロ 一以上の基幹放送事業者を関係会社とすること。

三 不正な手段により認定を受けたとき。

四 第百五十九条第二項各号（第五号を除く。）のいずれかに適合しなかつたとき。

（第九章 放送番組センター）

（指定）

**第一百六十七条** 総務大臣は、放送の健全な発達を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、放送番組センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

一 総務大臣は、前項の申出をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

- 1 第百七十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。
- 2 その役員のうちに、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 その役員のうちに、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 総務大臣は、第一項の規定による指定をしたと認めるときは、前項の規定により当該認定放送持株会社の認定を取り消さないこととする。

四 総務大臣は、第三項の決定をしなければならない。

五 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該指定を受けたセンターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

六 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る認定放送持株会社の意見を聽かなければならぬ。

七 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る認定放送持株会社に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該認定放送持株会社の認定を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。

（認定の取消し等）

**第一百七十五条** 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関する資料の提出を求めることができる。

(適用除外等)

第一百七十六条

**第百七十五条** 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関する資料の提出を求めることができる。

第一百七十五条

**百六十七四条** 総務大臣は、放送事業者（特定地上基幹放送事業者を除く。）がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、放送の業務の停止を命ずることができる。

第十章　雜記

二 この章の規定に違反したとき。  
三 第百六十七条规定第二項第一号の規定に該当するに至ったとき。  
四 前条の規定による命令に違反したとき。  
五 不正な手段により指定を受けたとき。  
総務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

百七十三条 細君大臣は、サンクガの名号のいれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

センターは、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。  
(監督命令)  
**第一百七十二条** 総務大臣は、この章の規定を施行するためには必要な限度において、センターに対し、第一百六十八条に規定する業務に關し監督上必要な命令をすることができる。  
(指定の取消し)

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第九項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第十項（実施基準の認可）、同条第十九項（任意的業務の認可）、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関連事業持株会社への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条第二項及び第三項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第七十三

定地上基幹放送地域の指定、第九十一条第一項若しくは第四項の規定による基幹放送普及計画の制定若しくは変更、第一百六条の三第一項の規定による指定放送対象地域の指定又は第一百五十条の三第一項各号の規定による有料放送の役務の指定

**第一百七十七条** 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

4 第一項の規定にかかるわらず、第六十四条の規定は、同項の規定の適用を受ける放送であつて、協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をするものについても適用する。

5 第四条から第十条まで、第十二条から第十四条まで及び第一百六条から第一百十条までの規定は、他の基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にそれらの再放送をする放送（第一項の規定の適用を受ける放送を除く。）については、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、第九十一条の規定は、受信障害対策中継放送についても適用する。

3 第一項の規定にかかわらず、受信障害対策中継放送を行なう者が受信した基幹放送事業者の放送とみなして、第九条第一項、第十一項、第十二条、第一百四十七条第一項及び第一百五十七条の規定を適用する。

五 指定の取消しの規定による処分  
第二条第二十四号（基幹放送局設備）、同  
第三十一条（特定役員）、同条第三十二号  
(支配関係)、第六十四条第四項（割増金の額  
に係る倍数)、第九十三条第一項第四号（衛  
星基幹放送に係る周波数の使用に関する基  
準)、同項第五号ただし書（基幹放送による  
表現の自由享有基準)、同条第四項（基幹放  
送の業務の認定の申請期間)、第九十七条第  
一項ただし書（基幹放送に係る軽微な変更)  
第一百三条第二項第三号（基幹放送の業務に關  
する認定の取消し猶予に係る勘案事項)、第  
百十一条第一項（基幹放送設備等の基準)、  
第一百十三条、第一百二十二条若しくは第百三十  
七条（報告を要する重大事故の基準)、第一百  
二十二条第一項（基幹放送局設備等の基準)、

の業務に関する認定の取消し)、第一百六条の五第五項(特定放送番組同一化実施方針の認定の取消し)、第百三十二条(一般放送の業務に関する登録の取消し)、第一百六十六条(認定放送持株会社に関する認定の取消し)又は第一百七十三条第一項(セントリーの指定の取消し)の規定による处分

算事業計画及び資金計画に対して付す意見  
四 第二十一条第十七項（実施基準の認可の取消  
し）、第二十二条の三第五項（関連事業出資  
計画の認定の取消）、第一百四条（基準改定

第一百六十六条の四第一項（特定放送番組同一化実施方針の認定）、第二百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第二百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第二百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第二百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第二百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

条の二第一項ただし書(還元目的積立金の取崩しに係る認可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十一条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事業等の変更の許可)、

**第一百七十九条** 電波監理審議会は、第百七十七条规定各号に掲げる事項に關し、総務大臣に対して必要な勧告をすることができる。  
総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

総務大臣は、第一項の勧告に基づき講じた施策について電波監理審議会に報告しなければならない。

(審査請求及び訴訟)

**第一百八十一条** 電波法第七章及び第百十五条の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の处分についての審査請求及び訴訟について準用する。

の聽取を行わなければならない。前項の場合のほか、前条  
第一項各号（第四号を除く。）の規定により諮詢  
を受けた場合において必要があると認めるときは、意見の聽取を行うことができる。

のについては、総務大臣は電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

替えて適用する第九十三条第一項第五号た  
し書（基幹放送による表現の自由享有に基準の  
特例）、第一百六十二条第一項の規定により読  
み替えて適用する第九十三条第一項第五号ハ  
(認定放送持株会社に係る特例)、第一百六十四  
条第二項（保有基準割合）又は第一百六十六条  
第二項第三号（認定放送持株会社に関する認  
定の取消し猶予に係る勘案事項）の規定によ  
る総務省令の制定又は改廃  
前項各号（第四号を除く。）に掲げる事項の  
うち、電波監理審議会が輕微なものと認めるも

第一百二十六条第一項ただし書（登録を要しない一般放送）、第一百三十六条第一項（一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準）、第一百五十条（有料放送の役務の提供条件の説明）、第一百五十条の二第一項（書面の交付）、第一百五十条の三第一項若しくは第四項ただし書（書面による解除）、第一百五十二条の二第二号（有料放送事業者等の禁止行為、第一百六十七条第一項の規定により競









いて、同法第一条の規定による改正後の電波法第五条第四項第三号イ」と、「議決権の割合が増加することにより」とあるのは「議決権の割合が」とする。  
**第六条** 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一八年六月一四日法律第六号) 抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一八年一二月一五日法律第一〇九号) 抄

この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一九年一二月二八日法律第一三六号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(有料放送の料金に関する経過措置)

**第二条** 第一条の規定による改正後の放送法(以下「新放送法」という)第八条の三第二項及び第二条第一項の認可、新放送法第五十三条及び第九条第九項の認可、新放送法第五十三条の改正規定並びに次条及び附則第九条から第十三条までの規定 公布の日

(準備行為)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(有料放送の料金に関する経過措置)

(日本放送協会の業務の委託に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行の際現に日本放送協会(以下「協会」という)が第一条の規定による規定期による電波監理審議会に対する諮問並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律(前条第二号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に

(日本放送協会の業務の委託に関する経過措置)

改正前の放送法(以下「旧放送法」という)第九条第一項第四号の委託協会国際放送業務を行っている場合であつて、当該業務の一部が新放送法第九条第七項に規定するテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務である場合には、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新放送法第九条の二第二項の規定は、適用しない。(企業会計原則等に関する経過措置)

**第四条** 新放送法第三十六条の一、第三十八条、第三十九条第二項、第四十条及び第四十二条の二の規定は、施行日以後に開始する協会の事業年度から適用し、施行日前に開始した協会の事業年度については、なお従前の例による。

2 施行日の前日において協会の監事である者の任期は、施行日前に開始した事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに關する説明書(次項において「貸借対照表等」という。)の総務大臣への提出の日までとする。

3 第一項の規定により監事が協会の施行日前に開始した事業年度の業務報告書及び貸借対照表等に添える意見書を作成する場合においては、旧放送法第二十三条第三項、第二十四条、第二十六条第四項から第九項まで、第二十七条第四項及び第五项、第二十八条の二、第二十九条第一項並びに第五十四条の規定は、なお効力を有する。

(有料放送の料金に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行の際現に旧放送法第五十条の四第一項(旧放送法附則第十八項(旧放送法附則第十九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の認可を受け、若しくは同条第三項の規定により届け出ている料金又は同条第七項の規定により届け出ている契約料金に定める料金は、新放送法第五十二条の四第一項の規定により届け出た料金とみなす。

(有料放送管理業務の届出に関する経過措置)

(日本放送協会の業務の委託に関する経過措置)

(日本放送協会の業務の委託に関する経過措置)

の六の二第一項(第四条の規定による改正後の電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしない場合において、新電波法及び第二条の規定にて、引き続き当該業務を営むことができる。(人工衛星の無線局により行われる放送についての特例に関する経過措置)

**第七条** この法律の施行の際現に旧放送法附則第二十条の規定により受けたものとみなされる認定は、なお効力を有する。(処分等の効力)

**第九条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。

**第十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

**第十一条** この附則に規定するもの(ほか、この法律(附則第一条各号に掲げる規定についての規定による改正後の放送法の施行状況、社会情勢の変化等を勘案し、新放送法第二十条第一項第五号の改正規定、同法第五十二条の二十四条第一項の改正規定並びに附則第三条、第十一条第四項の改正規定及び同法第五十二条三条及び第十四条第一項の規定)公布の日)は、当該各規定の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は政令で定める。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、次条の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

1 第一条中放送法第五十三条の十一の改正規定及び第五条中電気通信事業法第一百四十七条第一項の改正規定並びに附則第三条、第十一条第四項の改正規定及び同法第五十二条三条及び第十四条第一項の規定)公布の日

2 第一条中放送法第五十二条の十三第三号の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十一条、第十二条、第二十七条、第五号の改正規定、同法第五十二条の二十四条第一項の改正規定並びに附則第三条、第十一条第四項の改正規定及び同法第五十二条三条及び第十四条第一項の規定)公布の日

3 第一条の規定(前二号に掲げる改正規定を除く。)並びに第五条中電気通信事業法第三十一条の改正規定、同法第一百六十九条第四号の改正規定及び同法第一百九十二条の改正規定並びに附則第十条第一項の規定)公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)  
**第三条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新放送法の施行状況、社会情勢の変化等を勘案し、新放送法第二十条第一項第五号に規定する認定基幹放送事業者の地位の承継及び新放送法第一百六十条に規定する認定放送持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成二二年一二月三日法律第六五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二条** 次に掲げる法律は、廃止する。  
一 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)  
二 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)  
三 電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)

**第三条** 第二条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第七百七十七条並びに第三条及び第四条の規定による改正後の電波法（以下「新電気通信事業法」という。）第一百六十九条の規定による同条の政令で定める審議会等に対する諮問並びにこれらに関する諮詢、第五条の規定による改正後の電気通信事業法（以下「新電気通信事業法」という。）第一百六十九条の規定による改正後の電波法（以下「新電気通信事業法」という。）第一百六十九条の規定による同条の政令で定める審議会等に対する諮問並びにこれらに関する諮詢、第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前においても行うことができる。

（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の廃止に伴う経過措置）

**第四条** この法律の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（以下この条において「旧有線ラジオ放送法」という。）第三条の規定による届出をしている者であつて、新放送法第一百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に同項の届出をしたものとみなす。

2 施行日前に前項の規定により新放送法第一百三十三条第一項の届出をしたものとみなされる者（以下この条において「みなし届出」一般放送事業者」という。）によつてされた有線ラジオ放送（旧有線ラジオ放送法第二条第二号又は第三号の有線ラジオ放送に限る。）についての旧有線ラジオ放送法第四条第二項において準用する第二条の規定による改正前の放送法（以下「旧放送法」という。）第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 施行日前にみなし届出一般放送事業者が得た旧有線ラジオ放送法第五条に規定する同意は、新放送法第十一条に規定する同意とみなす。

4 行政日前に旧有線ラジオ放送法の規定により総務大臣がした次の表の上欄に掲げる处分その他の行為は、新放送法の規定により総務大臣がした同表の下欄に掲げる处分その他の行為とみなす。

				二に規定する処分又は同条に規定する承諾に関するものに限る。)
旧有線ラジオ放送法第六条第一項の規定による報告の求め(旧有線ラジオ放送法第三条の二に規定する処分又は同条に規定する承諾に関するものを除く。)	旧有線ラジオ放送法第八条第一項の規定による命令	新放送法第七十五条の規定による資料の提出の求め	新放送法第百七十五条の規定による報告の求め	項の規定によ
6 施行日前にみなし届出一般放送事業者が旧有線ラジオ放送法第六条の二第二項の規定によりべき届出は、新放送法第一百三十四条第二項の規定によりすべき届出とみなす。	新放送法第一百七十四条の規定による命令	新放送法第百七十四条の規定による命令	新放送法第百七十五条の規定による報告の求め	る報告の求め
7 施行日前にみなし届出一般放送事業者が旧有線ラジオ放送法第六条の二第二項の規定による改正前の電波法(以下「旧電波法」という。)第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第八十条において準用する第四条の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。)第七章に相当の規定があるものは、新放送法第八十条において準用する同章の相当の規定によりした又はすべきものとみなす。	新放送法第一百七十四条の規定による命令	新放送法第一百七十五条の規定による報告の求め	新放送法第百七十五条の規定による資料の提出の求め	項の規定によ
8 有線テレビジョン放送法の廃止に伴う経過措置)				
<b>第五条</b> この法律の施行の際に附則第二条の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法(以下この条において「旧有線テレビジョン放送法」という。)第十二条の規定による届出をしている者であつて、新放送法第一百二十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の登録を受けたものと、新放送法第二百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。				
9 施行日前に旧有線テレビジョン放送法の規定によりした次の表の上欄に掲げる申請は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる申請又は届出とみなす。	新放送法第一項の規定による登録の申請	新放送法第一項の規定による登録の申請	新放送法第一項の規定による報告の求め	項の規定によ
10 旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の規定による許可の申請(新放送法第二百二十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。)	新放送法第二百二十六条第一項の規定による登録の申請	新放送法第二百二十六条第一項の規定による登録の申請	新放送法第二百二十六条第一項の規定による報告の求め	る報告の求め

旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の規定による許可の申請(新放送法第百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に係るものに限る。)	旧有線テレビジョン放送法第七条第一項の規定による許可の申請(前項の規定により新放送法第一百二十六条第一項の登録を受けたものとみなされる者(以下この条において「みなし登録一般放送事業者」という。)に係るものに限る。)	新放送法第二百三十一条第一項の規定による変更登録の申請
旧有線テレビジョン放送法第十一条第一項及び第二項並びに第十条の二第二項の規定による認可の申請	旧有線テレビジョン放送法第十一条第一項及び第二項並びに第十条の三第二項の規定による認可の申請	新放送法第二百三十四条第二項の規定による届出
旧有線テレビジョン放送法第十三条第三項の規定による裁定の申請	旧有線テレビジョン放送法第十三条第三項の規定による裁定の申請	新放送法第二百四十四条第一項の規定による裁定による届出
旧有線テレビジョン放送法第十四条第一項の規定による認可の申請(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	旧有線テレビジョン放送法第十四条第一項の規定による認可の申請(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第二百四十五条第一項の規定による裁定による届出
新電気通信事業法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営んでいる者には、施行日から起算して三年間(当該期間内は、新電気通信事業法第九条の登録若しくは第十二条第一項の規定による登録の拒否の処分があり、又は新電気通信事業法第六条第一項の規定による登録をしたときは、その日までの間)は、新電気通信事業法第九条又は第十六条第一項の規定にかかるわらず、従前の例により引き続き当該有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営むことができる。その者がその期間内に新電気通信事業法第九条の規定による登録をしたときは、その日までの間)は、新電気通信事業法第九条又は第十六条第一項の規定にかかるわらず、従前の例により引き続き当該有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営むことができる。	新電気通信事業法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営んでいる者には、施行日から起算して三年間(当該期間内は、新電気通信事業法第九条の登録若しくは第十二条第一項の規定による登録の拒否の処分があり、又は新電気通信事業法第六条第一項の規定による登録をしたときは、その日までの間)は、新電気通信事業法第九条又は第十六条第一項の規定にかかるわらず、従前の例により引き続き当該有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営むことができる。その者がその期間内に新電気通信事業法第九条の規定による登録をしたときは、その日までの間)は、新電気通信事業法第九条又は第十六条第一項の規定にかかるわらず、従前の例により引き続き当該有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営むことができる。	新放送法第二百三十三条第一項の規定による届出

4	施行日前にみなし一般放送事業者（みなし登録一般放送事業者及びみなし届出一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。）が得た旨 旧有線テレビジョン放送法第十三条第二項に規定する同意は、新放送法第十一條に規定する同意とみなす。
5	施行日前に旧有線テレビジョン放送法の規定により総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分その他の行為は、新放送法の規定により総務大臣がした同表の下欄に掲げる処分その他の行為とみなす。
新放送法 第百四十四条 第二項の規定による通	旧有線テレビジョン放送法第十 三条第五項の規定による裁定
新放送法 第百四十四条 第三項の規定による裁	旧有線テレビジョン放送法第十 三条第五項の規定による裁定
新放送法 第百三十八条 第一項の規定による裁	旧有線テレビジョン放送法第二 十四条第一項の規定による命令 (みなし登録一般放送事業者に 係るものに限る。)
新放送法 第百四十五条 第二項の規定による裁	旧有線テレビジョン放送法第二 十四条第二項の規定による命令 (みなし登録一般放送事業者に 係るものに限る。)
新放送法 第百七十四条 第二項の規定によ	旧有線テレビジョン放送法第二 十五条第二項の規定による命令

旧有線テレビジョン放送法第一 十七条第一項の規定による有線 テレビジョン放送の業務の状況 の報告の求め(旧有線テレビジ ョン放送法第十二条の二に規定 する处分又は同条に規定する承 諾に関するものに限る。)	新放送法第一 百四十五条 第四項の規 定による報 告の求め
旧有線テレビジョン放送法第二 十七条第一項の規定による有線 テレビジョン放送の業務の状況 の報告の求め(旧有線テレビジ ョン放送法第十二条の二に規定 する处分又は同条に規定する承 諾に関するものに限る。)	新放送法第一 百七十五条 第四項の規 定による報 告の求め

新放送法第一 百七十五条 第四項の規 定による報 告の求め	第六条 この法律の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の電気通信役務利用放送法(以下この条において「旧電気通信役務利用放送法(以法」という。)第三条第一項の規定により登録を受けている者であつて、みなし登録一般放送事業者は施行日に新放送法第一百四十条第一項の指定を受けたものとみなす。
新放送法第一 百七十五条 第四項の規 定による報 告の求め	第七条 施行日前に旧有線テレビジョン放送法第十四 条第一項の認可を受けている契約約款に定める 提供条件であつて、みなし登録一般放送事業者 に係るものは、新放送法第一百四十条第二項の規 定により届け出た契約約款に定める提供条件と みなす。
新放送法第一 百七十五条 第四項の規 定による報 告の求め	第八条 施行日前にみなし一般放送事業者によつてさ れた有線テレビジョン放送(旧有線テレビジョ ン放送法第十七条に規定する放送事業者のテ レビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信 し、そのすべての放送番組に変更を加えないで 同時にこれを再送信する有線テレビジョン放送 を除く。)についての同条において準用する旧放 送法第四条の規定の適用については、なお從 前の例による。
新放送法第一 百七十五条 第四項の規 定による報 告の求め	第九条 施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧有 線テレビジョン放送法第十七条において準用す る旧放送法第三条の四第二項、第三項、第五項 及び第六項の規定によりした又はすべき行為 は、それぞれ新放送法第六条第二項、第三項、 第五項及び第六項の規定によりした又はすべき 行為とみなす。

新放送法第一 百七十五条 第四項の規 定による報 告の求め	第十条 おいて「みなし届出一般放送事業 者」という。)に係るものに限る。 出
新放送法第一 百七十五条 第四項の規 定による報 告の求め	第一条 旧電気通信役務利用放送法第三条 第一項の規定による登録の申請 (新放送法第一百二十六条第一項の規 定により登録を受けるべき者に 係るものに限る。)
新放送法第一 百七十五条 第四項の規 定による報 告の求め	第二条 旧電気通信役務利用放送法第三条 第一項の規定による変更登録の申請 (新放送法第一百三十三条第一項の規 定により届出をするべき者に係 るものに限る。)
新放送法第一 百七十五条 第四項の規 定による報 告の求め	第三条 旧電気通信役務利用放送法第三条 第一項の規定による登録の申請 (新放送法第一百三十三条第一項の規 定により届出をするべき者に係 るものに限る。)
新放送法第一 百七十五条 第四項の規 定による報 告の求め	第四条 旧電気通信役務利用放送法第三条 第一項の規定による登録の申請 (新放送法第一百三十三条第一項の規 定により届出をするべき者に係 るものに限る。)

新放送法第一 百七十五条 第四項の規 定による報 告の求め	第五条 旧電気通信役務利用放送法第三条 第一項の規定による登録の申請 (新放送法第一百三十三条第一項の規 定による届出をするべき者に係 るものに限る。)
新放送法第一 百七十五条 第四項の規 定による報 告の求め	第六条 旧電気通信役務利用放送法第三条 第一項の規定による登録の申請 (新放送法第一百三十三条第一項の規 定による届出をするべき者に係 るものに限る。)
新放送法第一 百七十五条 第四項の規 定による報 告の求め	第七条 旧電気通信役務利用放送法第三条 第一項の規定による登録の申請 (新放送法第一百三十三条第一項の規 定による届出をするべき者に係 るものに限る。)
新放送法第一 百七十五条 第四項の規 定による報 告の求め	第八条 旧電気通信役務利用放送法第三条 第一項の規定による登録の申請 (新放送法第一百三十三条第一項の規 定による届出をするべき者に係 るものに限る。)
新放送法第一 百七十五条 第四項の規 定による報 告の求め	第九条 旧電気通信役務利用放送法第三条 第一項の規定による登録の申請 (新放送法第一百三十三条第一項の規 定による届出をするべき者に係 るものに限る。)









